



発行 東京都

目次

6

規則

- 東京都文書管理規則の一部を改正する規則……………(総務局総務部文書課)……………二
- 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則の一部を改正する規則……………(同)……………二
- 東京都分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規則の一部を改正する規則……………(財務局主計部財政課)……………二
- 東京都情報公開・個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則……………(生活文化局広報広聴部情報公開課)……………三
- 東京都情報公開審査会規則の一部を改正する規則……………(同)……………三
- 東京都個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則……………(同)……………三
- 東京都特定個人情報保護評価規則の一部を改正する規則……………(同)……………四
- 知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………四
- 東京都消費生活条例施行規則の一部を改正する規則……………(生活文化局消費生活部企画調整課)……………四
- 東京都屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………五
- 東京都景観条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………六
- 東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(都市整備局住宅政策推進部民間住宅課)……………六
- 東京都宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則……………

- ……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………七
- 東京都不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………七
- 東京都密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課)……………七
- 都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則の一部を改正する規則……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………一〇
- 東京都宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………一二
- 租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務等施行細則の一部を改正する規則……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一三
- 都市再開発法の規定に基づく再開発事業計画の認定事務施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………一三
- 東京都解体工事業に係る登録等に関する規則の一部を改正する規則……………(都市整備局市街地建築部調整課)……………一三
- 東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………一三
- 東京都営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市整備局都営住宅経営部経営企画課)……………一四
- 東京都福祉住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………一四
- 東京都小笠原住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………一四
- 東京都地域特別賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………一四
- 東京都特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………一五
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境局総務部総務課)……………一五
- 東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境局自然環境部緑環境課)……………一七
- 東京都廃棄物規則の一部を改正する規則……………(環境局資源循環推進部計画課)……………一七
- 東京都浄化槽の保守点検等に関する規則の一部を改正する規則……………(環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課)……………一九
- 通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則……………(産業労働局観光部振興課)……………二三
- 東京都動物用生物学的製剤に係る使用許可手続に関する規則の一部を改正する規則……………(産業労働局農林水産部食料安全課)……………二三
- 遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………

-(産業労働局農林水産部水産課).....三
- 東京都保安林の指定及び解除等に関する規則の一部を改正する規則.....三
-(産業労働局農林水産部森林課).....三
- 東京都港湾環境整備負担金条例施行規則の一部を改正する規則.....三
-(港湾局港湾経営部経営課).....三

訓 令

○東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則取扱規程の一部改正.....三
(総務局人事部制度企画課).....三

規 則

東京都文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第四号

東京都文書管理規則の一部を改正する規則

東京都文書管理規則(平成十一年東京都規則第二百三十七号)の一部を次のように改正する。
別表起案文書の部審査請求等に関するものの項中「、異議の申立て」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第五号

行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則の一部を改正する規則

行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則(平成

成十六年東京都規則第三百四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十七年法律第六十号」を「平成二十六年法律第六十八号」に、「第五十七条第一項」を「第八十二条第一項」に改める。

別記第一中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改め、「以内に、処分取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

別記第二中「60日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改め、「、処分取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加え、「3箇月」を「3月」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六号

東京都分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規則の一部を改正する規則

東京都分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規則(昭和三十年東京都規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式その一 はがき(裏)中「 箇月分」を「 月分」に、「30日以内」を「3月以内」に、「6箇月」を「6月」に、「3箇月」を「3月」に改める。

別記第一号様式その二及び第一号様式その三(表中「30日以内」を「3月以内」に「6箇月」を「6月」に、「3箇月」を「3月」に改める。

別記第七号様式中「下さい」を「ください」に、「30日以内」を「3月以内」に、「6箇月」を「6月」に、「3箇月」を「3月」に改める。

別記第八号様式中「差し押えた」を「差し押さえた」に、「下さい」を「ください」に、「お問い合せ」を「お問い合わせ」に、「30日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に、「3箇月」を「3月」に改める。

別記第九号様式中「三十日」を「三月」に、「六箇月」を「六月」に、「三箇月」を「三月」に改める。

別記第十二号様式及び第十四号様式中「取消」を「取消し」に、「下さい」を「ください」に、「30日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に、「3箇月」を「3月」に改める。

別記第十六号様式中「差し替えた」を「差し替えた」に、「30日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に、「3箇月」を「3月」に改める。

別記第十九号様式中「30日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に、「3箇月」を「3月」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都情報公開・個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七号

東京都情報公開・個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則

東京都情報公開・個人情報保護審議会規則(平成十一年東京都規則第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十四条第十三項」を「第三十九条第十三項」に改める。

第二条の二中「第三十四条第七項」を「第三十九条第七項」に改める。

第四条第二項及び第三項中「第三十四条第四項」を「第三十九条第四項」に改める。
第五条第一項中「第三十四条第一項及び第二項」を「第三十九条第一項及び第二項」に改める。

第八条第二項中「第三十四条第三項」を「第三十九条第三項」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都情報公開審査会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第八号

東京都情報公開審査会規則の一部を改正する規則

東京都情報公開審査会規則(平成十一年東京都規則第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条」を「第三十二条」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九号

東京都個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

東京都個人情報保護審査会規則(平成三年東京都規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の七」を「第二十五条の九」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都特定個人情報保護評価規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第十号

東京都特定個人情報保護評価規則の一部を改正する規則

東京都特定個人情報保護評価規則（平成二十七年東京都規則第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第三十四条」を「第三十九条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第十一号

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

正する規則

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成二十年東京都規則第二百二十号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式^㉔中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則別記第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都消費生活条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第十二号

東京都消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

東京都消費生活条例施行規則（平成六年東京都規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

別記第八号様式表中「あひ」を「宛」に改め、同様式表中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

別記第九号様式表中「あて」を「宛」に改め、同様式表中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

別記第十九号様式表中「あて」を「宛」に改め、同様式表中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月

以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

別記第三十二号様式(表中「宛て」や「宛」に代る「回様式(表中「60日」や「3月」に代る「6箇月」や「6月」に代る「6箇月」や「6月」に代る「対する決定」や「対する判決」に代る「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。))」を加える。

別記第三十三号様式(表中「宛て」や「宛」に代る「回様式(表中「60日」や「3月」に代る「異議申立て」や「審査請求」に代る「6箇月」や「6月」に代る「対する決定」や「対する判決」に代る「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。))」を加える。

附則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都消費生活条例施行規則別記第八号様式、第九号様式、第十九号様式、第三十二号様式及び第三十三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用する」ことがあつる。

東京都屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第十三号

東京都屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

東京都屋外広告物条例施行規則(昭和三十二年東京都規則第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

別記第四号様式(裏)、第十一号様式(裏)、第十二号様式(裏)、第十三号様式(裏)、第十四号様

式(裏)及び第十五号様式(表中「60日」や「3月」に代る「異議申立て」や「審査請求」に代る「6箇月」や「6月」に代る「決定の翌日」や「決定の日の翌日」に代る「対する決定」や「対する判決」に代る「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。))」を加える。

別記第三十五号様式(表中「あて」や「宛」に代る「回様式(表中「60日」や「3月」に代る「異議申立て」や「審査請求」に代る「6箇月」や「6月」に代る「決定の翌日」や「決定の日の翌日」に代る「対する決定」や「対する判決」に代る「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。))」を加える。

別記第三十六号様式(表中「あて」や「宛」に代る「回様式(表中「60日」や「3月」に代る「異議申立て」や「審査請求」に代る「6箇月」や「6月」に代る「決定の翌日」や「決定の日の翌日」に代る「対する決定」や「対する判決」に代る「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。))」を加える。

別記第三十三号様式(表中「あて」や「宛」に代る「回様式(表中「60日」や「3月」に代る「異議申立て」や「審査請求」に代る「6箇月」や「6月」に代る「決定の翌日」や「決定の日の翌日」に代る「対する決定」や「対する判決」に代る「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。))」を加える。

別記第三十四号様式(表中「60日」や「3月」に代る「異議申立て」や「審査請求」に

「6箇月」や「6月」及び「決定の翌日」や「決定の日の翌日」及び「対する決定」や「対する裁決」並びに「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

別記第三十八号様式(表中「あて」や「宛」に改め、同様式(表中「60日」や「3月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」及び「決定の翌日」や「決定の日の翌日」及び「対する決定」や「対する裁決」並びに「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

附則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都屋外広告物条例施行規則別記第四号様式、第十一号様式から第十五号様式まで、第二十五号様式、第二十六号様式、第三十三号様式、第三十四号様式及び第三十八号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都景観条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第十四号

東京都景観条例施行規則の一部を改正する規則

東京都景観条例施行規則（平成十九年東京都規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式(裏)、第五号様式(裏)及び第二十二号様式(裏)中「60日」を「3月」に、「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」及び「決定の翌日」や「決定

の日の翌日」及び「対する決定」や「対する裁決」並びに「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

別記第二十六号様式(表中「き損」や「毀損」に改め、同様式(表中「60日」や「3月」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」及び「決定の翌日」や「決定の日の翌日」及び「対する決定」や「対する裁決」並びに「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

附則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都景観条例施行規則別記第四号様式、第五号様式、第二十二号様式及び第二十六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第十五号

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年東京都規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

別記第七号様式中「60日」を「3月」及び「対し異議申立て」や「対して審査請求」

び「経過すると異議申立て」や「経過すると審査請求」及び「6箇月」を「6月」に、「上記1の異議申立て」や「上記1の審査請求」及び「当該異議申立て」や「当該審査請求」及び「対する決定」や「対する裁決」に改め、「以内に、処分取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則別記第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第十六号

東京都宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

東京都宅地建物取引業法施行細則(昭和四十年東京都規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式及び第四号様式の二中「60日」を「3月」に、「対し異議申立て」を「対して審査請求」に、「経過すると異議申立て」を「経過すると審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「上記1の異議申立て」を「上記1の審査請求」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、「以内に、処分取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宅地建物取引業法施行細則別記第二号様式及び第四号様式の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第十七号

東京都不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都不動産の鑑定評価に関する法律施行細則(昭和四十年東京都規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「60日」を「3月」に、「対し異議申立て」を「対して審査請求」に、「経過すると異議申立て」を「経過すると審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「上記1の異議申立て」を「上記1の審査請求」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、「以内に、処分取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都不動産の鑑定評価に関する法律施行細則別記第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

●東京都規則第十八号

東京都密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部を改正する規則

東京都密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成十一年東京都規則第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第2号中「なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して異議申立てをすることができます。」や第3条「3 認定しない理由」や

「3 認定しない理由

（教示）

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第4条

第1条第1項第2号中「なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して異議申立てをすることができます。」や第4条「4 認定しない理由」や

「4 認定しない理由

（教示）

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第11条第1項第2号中「なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して異議申立てをすることができます。」や第4条「4 地位の承継を承認しない理由」や

「4 地位の承継を承認しない理由

(教示)
 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として (訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります) 、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります) 。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります) 。

「きんぎょ」
民紀第101号法律第5号 「この処分については不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して異議申立てをすることができます。」
 「(教示)」

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります) 。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として (訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります) 、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります) 。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります) 。

「きんぎょ」
民紀第101号法律第5号 「なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して異議申立てをすることができます。」
 「3 取消しの理由」
 「(教示)」

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります) 。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として (訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります) 、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起す

ることができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)

附 則

- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行細則別記第四号様式、第七号様式、第十三号様式、第十四号様式及び第十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加へ、なお使用することができる。

都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第十九号

都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則の一部を改正する規則

都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則(昭和四十五年東京都規則第百五十三号)の一部を次のように改正する。

- 別記第三号様式及び別記第三号様式の二中「60日」を「3月」に、
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれ

かに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分取消しの訴えを提起することができます。

- 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)。」

別記第七号様式中「60日」を「3月」に、別記八「東京都知事による処分にあつては東京都知事に対して異議申立てを、東京都建築指導事務所長による処分にあつては」及び「異議申立て又は」を「6箇月」及び「6月」に、別記九「異議申立てに対する決定又は」を「3月」に、別記十「処分取消しの訴えを提起することができる」として「(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を「3月」に、別記第八号様式の二「別記第九号様式の二及び別記第十号様式中「60日」を「3月」に、

「2 上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

「2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。」

を

「（なお、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」

以内であつても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

附則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則別記第三号様式、別記第三号様式の二、別記第七号様式、別記第八号様式の二、別記第九号様式の二、別記第十号様式及び別記第十四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二十号

東京都宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

東京都宅地造成等規制法施行細則（昭和三十七年東京都規則第五百十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の三中「60日」を「3月」と改め、「東京都知事による処分にあつては東京都知事に対して異議申立てを、東京都建築指導事務所長による処分にあつては」及び「異議申立て又は」を「6箇月」と改め、「異議申立てに対する決定又は」を「以内に処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

附則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宅地造成等規制法施行細則別記第一号様式の三による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二十一号

租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務等施行細則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務等施行細則（昭和五十九年東京都規則第五百十三号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式中「あて」や「宛」は、「60日」や「3月」は、「6箇月」や「6月」に改め、「以内に、処分取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁判があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務等施行細則別記第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

都市再開発法の規定に基づく再開発事業計画の認定事務施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二十二号

都市再開発法の規定に基づく再開発事業計画の認定事務施行細則の一部を改正する規則

都市再開発法の規定に基づく再開発事業計画の認定事務施行細則（平成十一年東京都規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式及び別記第六号様式中「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます。」や

「1 この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、「処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）」。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁判があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の都市再開発法の規定に基づく再開発事業計画の認定事務施行細則別記第二号様式及び第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都解体工事業に係る登録等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二十三号

東京都解体工事業に係る登録等に関する規則の一部を改正する規則

東京都解体工事業に係る登録等に関する規則（平成十三年東京都規則第百七十五号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式、第五号様式及び第六号様式中「なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に東京都知事に対して異議申立てをすることができます。」を「第 条第 項 号」や「第 条第 項第 号」に、

「 _____ 」を、

「 _____ 」

「 _____ 」

(教示)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、「処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起す

ることができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都解体工事業に係る登録等に関する規則別記第三号様式、第五号様式及び第六号様式による用紙で、現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二十四号

東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成二十四年東京都規則第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式及び第十一号様式中「60日」を「3月」と、「対し異議申立て」と「対して審査請求」と「経過すると異議申立て」と「経過すると審査請求」と「6箇月」と「6月」と、「上記1の異議申立て」と「上記1の審査請求」と、「当該異議申立て」と「当該審査請求」と、「対する決定」と「対する裁決」と、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」と「なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。」を「 _____ 」と「 _____ 」とする。

附則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則別記第六号様式及び第十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二十五号

東京都営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都営住宅条例施行規則（平成十年東京都規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別記第九号様式表、第三十七号様式表、第三十七号様式の四表及び第四十四号様式表中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「審査申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「決定」を「裁決」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都営住宅条例施行規則別記第九号様式、第三十七号様式、第三十七号様式の四及び第四十四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都福祉住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二十六号

東京都福祉住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都福祉住宅条例施行規則（昭和三十五年東京都規則第八十六号）の一部を次のよ

うに改正する。

別記第五号様式表中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「審査申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「決定」を「裁決」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都福祉住宅条例施行規則別記第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都小笠原住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二十七号

東京都小笠原住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都小笠原住宅条例施行規則（昭和四十五年東京都規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式表中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「審査申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「決定」を「裁決」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都小笠原住宅条例施行規則別記第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都地域特別賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二十八号

東京都地域特別賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都地域特別賃貸住宅条例施行規則（昭和六十三年東京都規則第四百十三号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式（表面）及び第二十八号様式（表）中「不審申立」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「決定」を「裁決」に改める。

附則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都地域特別賃貸住宅条例施行規則別記第六号様式及び第二十八号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二十九号

東京都特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成五年東京都規則第四百十七号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式（表面）及び第二十六号様式（表）中「不審申立」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「決定」を「裁決」に改める。

附則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都特定公共賃貸住宅条例施行規則別記第四号様式及び第二十六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三十号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の三(裏)、第一号様式の四(裏)、第一号様式の四の三(裏)、第一号様式の四の四(裏)、第二号様式の十二(裏)、第一号様式の十二の三(裏)、第一号様式の十四(裏)、第一号様式の十六(裏)、第一号様式の十七(裏)、第一号様式の十八(裏)、第二号様式の六(裏)、第二号様式の十二(裏)及び第二号様式の十三(裏)中「60日」を「3月」に、「異議申立」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる」と「(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができる。）」を加える。

別記第八号様式の乙を次のように改める。

第8号様式の乙（第31条関係）

（表）

工場設置認可書
号

工場設置認可書

申請者

住所

氏名

〔法人にあっては名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

年 月 日付けで申請のあった工場の設置 変更 については、都民の健康と安全

を確保する環境に関する条例 第81条第1項 の規定により認可します。この認可には、
第82条第1項

同条例 第82条第2項の規定により準用する第81条第4項 の規定により次のとおり条

件を付します。

年 月 日

東京都知事



工場 の 名 称	
工場 の 所 在 地	

認可条件

（日本工業規格A列4番）

（裏）

【告示】

- この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に對して審査請求をすることができません（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりす。）。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に
関する条例施行規則別記第一号様式の三、第一号様式の四、第一号様式の四の三、第
一号様式の四の四、第一号様式の十二、第一号様式の十二の三、第一号様式の十四、
第一号様式の十六から第一号様式の十八まで、第二号様式の六、第二号様式の十二、
第二号様式の十三及び第八号様式の乙による用紙で、現に残存するものは、所要の修
正を加え、なお使用することができる。

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布す
る。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三十一号

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の一部を改正する規
則

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十
九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一号ハ)及び第四十八条第一号ル中「第二条第一項第十六号」を「第二
条第一項第十八号」に改める。

別表第五 四の項中「採掘」を「掘採」に、「埋立」を「埋立て」に改め、同表五
の項中「資材置場」の下に「又は」を加える。

別記第二十二号様式中「問い合わせ先」を「問合せ先」に、
「この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起
算して、60日以内に東京都知事に書面をもって異議申立てをすることができ
る（行政不服審査法第6条）。」

「1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日か
ら起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができま

(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっ
ても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすること
ができなくなります。)

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して
6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都
知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、
この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、こ
の処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起す
ることができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、
当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以
内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に
対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、
当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起
することができなくなります。）。

改める。
附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第五の改正規定は
公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京における自然の保護と回復に関
する条例施行規則別記第二十二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修
正を加え、なお使用することができる。

東京都廃棄物規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三十二号

東京都廃棄物規則の一部を改正する規則

東京都廃棄物規則（平成五年東京都規則第十四号）の一部を次のように改正する。

「民法第11条第1項第1号の「あて」や「宛」及び「60日」や「3月」及び「6箇月」や「6月」並びに「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の旨（なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」や民法第11条第1項第2号の「あて」や「宛」及び「60日」や「3月」並びに「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」並びに「決定」や「判決」の旨（「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の旨）（なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」や民法第11条第1項第3号の「あて」や「宛」及び「60日」や「3月」並びに「異議申立て」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」並びに「決定」や「判決」の旨（「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の旨）（なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」

民法第11条第1項第3号

「 2 取消理由

- 注1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができます。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、「処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」。ただし、上記

1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。（日本工業規格A列4番）」

（日本工業規格A列4番）」

「 2 取消理由

- 注1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、「処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（日本工業規格A列4番）」

民法第11条第1項第3号

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都廃棄物規則別記第七号様式、第十一号様式、第十二号様式及び第十七号様式による用紙で、現に残存するものは、 必要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都浄化槽の保守点検等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三十三号

東京都浄化槽の保守点検等に関する規則の一部を改正する規則

東京都浄化槽の保守点検等に関する規則（昭和六十年東京都規則第五百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出し中「登録取消し書」を「登録取消書」に改める。
別記第三号様式を次のように改める。

第3号様式（第4条関係）

第 号

改 善 命 令 書

住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

浄化槽法第12条第2項の規定により、浄化槽の
に關し、次のとおり改善を命ずる。

年 月 日

東京都知事

印

設置場所	
管理者名	施設名
浄化槽の種類	単 独 ・ 合 併 ()
改善期限	年 月 日 まで
改善事項	
改善を命ずる理由	

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができ、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなりますが、この決定の日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）処分取消の訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しを提起することができなくなりますが、この決定の日の翌日から起算して6月以内であつても、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。）。

(日本工業規格A列4番)

別記第四号様式を次のように改める。

第4号様式（第4条関係）

第 号

浄化槽使用停止命令書

住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

浄化槽法第12条第2項の規定により、次のとおり浄化槽の使用停止を命ずる。

年 月 日

東京都知事

印

設置場所		
管理者名	施設名	
浄化槽の種類	単独・合併（ ）	
使用停止期間	年 月 日から 年 月 日まで	（ 日間）
使用停止を命ずる理由		

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（日本工業規格A列4番）

別記第十五号様式

1 取消し年月日 年 月 日

2 取消し理由

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（日本工業規格A列4番）

1 取消年月日 年 月 日

2 取消理由

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として (訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本工業規格A列4番)

知る。

別記第六十七号様式甲

3 停止を命ずる理由

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます (なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内

に

であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として (訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)

3 停止を命ずる理由

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として (訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の

に

審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（日本工業規格A列4番）

改める。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都浄化槽の保守点検等に関する規則別記第三号様式、第四号様式、第十五号様式及び第十六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができらる。

通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三十四号

通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則

通訳案内士法施行細則（昭和五十八年東京都規則第百六十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「対する決定」を「対する裁判」に、「6箇月」以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都動物用生物学的製剤に係る使用許可手続に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三十五号

東京都動物用生物学的製剤に係る使用許可手続に関する規則の一部を改正する規則

附 則

東京都動物用生物学的製剤に係る使用許可手続に関する規則（平成十二年東京都規則第二百五十号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式及び第五号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「決定」を「裁判」に、「6箇月」以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三十六号

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成十五年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式、第四号様式及び第五号様式中「60日」を「3月」及び「異議申立て」を「審査請求」及び「6箇月」を「6月」及び「決定」を「裁決」及び「60日」以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都保安林の指定及び解除等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三十七号

東京都保安林の指定及び解除等に関する規則の一部を改正する規則

東京都保安林の指定及び解除等に関する規則（平成十二年東京都規則第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式中「60日以内」を「3月以内」及び「6箇月」を「6月」に改め、

「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加え、「と、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」を指す。

別記第十三号様式中「60日」を「3月」及び「6箇月」を「6月」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加え、「と、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」を指す。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都港湾環境整備負担金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三十八号

東京都港湾環境整備負担金条例施行規則の一部を改正する規則

東京都港湾環境整備負担金条例施行規則（昭和五十五年東京都規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式中「あて」を「宛」及び「異議申立て」を「審査請求」及び「60日」を「3月」及び「6箇月」を「6月」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

訓 令

●東京都訓令第2号

庁 中 一 般
支 業 所
事 業 局
取 用 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局

東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則取扱
規程（昭和六十一年東京都訓令第五十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 葉 一

別記第二号様式及び第四号様式から第七号様式までの規定中「60日」を「3月」及び「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に

「2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

「2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。」

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三三二)一〇一〇一(代)

郵便番号 163-8001

定 価 本号 七〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

